

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成29年3月15日(水) 午前10時00分～10時40分

会 場 議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、  
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 1 2 番 内藤とし子、  
1 3 番 北川 広人、 1 5 番 小嶋 克文

### 2. 欠席者

オブザーバー 議長

### 3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、 5 番 長谷川広昌、  
7 番 柴田 耕一、 1 1 番 神谷 直子、 1 4 番 鈴木 勝彦、  
1 6 番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、教育長、  
企画部長、人事G L、総合政策G L、  
福祉部長、地域福祉G L、保健福祉G L兼生涯現役まちづくりG L、  
介護保険・障がいG L、福祉まるごと相談G L、  
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、  
学校経営（教育センター）G L、学校経営（教育センター）G 主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

- (1) 議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (5) 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (9) 議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (11) 陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案10件及び陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

#### 《質 疑》

（1） 議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） この9号ですが、扶養手当の改定を行うということですが、これまでに改定を行ったのはいつぐらいでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

答（人事） ちょっと過去の改正状況については、今、把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

問（12）　ということは、ここ何年というか、何十年というか、改正はされていなかったというふうですか。

答（人事）　そうですね、ここ何年かは改正はされていないということでございます。

問（12）　今回、改定を行うというのは、どういうことから改定を行うようになったのか。

答（人事）　昨年8月の人事院勧告におきまして、扶養手当については、社会全体で共働き世帯が、片働き世帯より多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じ、民間における配偶者手当支給事業所の割合、また、公務員の配偶者に対する扶養手当受給者が、減少傾向にあること、これがまず1点。それと近年、配偶者に係る手当の見直しを行った民間事業者の約半数において、配偶者について特別の取り扱いをしない方式がとられていること。

また、子に要する経費の実情や、国全体として少子化対策を推進していることに配慮し、子に係る扶養手当を充実させることが適当であるというような理由から、人事院勧告におきまして、配偶者に係る手当額を、他の扶養親族に係る手当額と同額まで段階的に減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を段階的に引き上げるなどの見直しが行われることとなりました。

そこで、本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおり、改定を行うものですのでよろしくお願いいたします。

問（12）　高浜市のラスパイレス指数というのは、今、97.2%だと聞いていますが、それでいいですか。

答（人事）　28年度のラスパイレス指数は、97.2でございます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一  
部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) この個人情報っていうのは、俗にいうマイナンバー制度だと思  
うんですが、県内でも何万人という方が情報漏えいされて、被害に遭  
っているという経過もありますが、その解決もされないままに整備を行  
おうととして、改定していくのは問題があると思うんですが、という  
点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答 (総合政策) マイナンバー制度の安全対策に関してでございますが、  
主に4つ、御紹介させていただきます。

まず1点目、個人番号の利用範囲を法律及び条例に規定し、目的外の

利用を禁止していること。

2番目として、高浜市において、特定個人情報をシステム上どう取り扱っていくかということ宣言しました、特定個人情報保護評価を公表すること。

3点目として、税務署、年金機構など、各行政機関が分散管理しまして、一元管理をしないこと。4番目として、不適切な運用による法令違反に対する罰則を強化していること、等々数々の方策を講じているところでございます。

問(12)　　そういういろんな取り決めをしているということなのですが、個人情報といっても、例えば、医療関係、病院の設置主体ごとに異なる適用法令となっていて、例えば、行政機関の個人情報だとか独立行政法人の個人情報だとかいろいろ今、問題になっていると思うんですが、そういう点で、制度を改正するというよりも、やっぱり、中止や凍結や廃止への検討を進めることのほうが必要だと思います。以上です。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第13号　高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

委員長　質疑を行います。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、議案第13号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第14号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(8) 議案第15号、今回の改定に至った経緯について、お伺いしたいと思います。あわせて、近隣市の状況についてもお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答(介護保険・障がい) まず、介護保険制度自体の改正の背景でございますが、今回の改正に当たりましては、用地対策連絡会全国協議会や、今後、防災、集団移転促進事業が進んでいく被災地などから、要望があったということで、土地の売却には、災害や土地収用など本人の責めに帰さない理由による場合もあるということがその主な論点であったと伺っております。また、改正の時期につきましては平成30年度から実施とされておりますが、市の裁量により1年前倒しも可能となっております。現在、市では、委員御承知のとおり、豊田町三丁目の工業用地の創出を進めております。平成28年中に、土地収用による譲渡所得が発生する方もおみえになるということから、今回の一部改正をお願いするものでございます。

なお、近隣市の状況でございますが、碧南市、刈谷市、安城市、それから知立市も前倒しをして、29年度から実施すると伺っております。

問(8) それではですね、改正による影響についてお聞きしたいと思います

うんですけれども、今回の改正で、対象となる方がどれぐらいおみえになるのか、また、介護保険料への影響額というのは、一体どれぐらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

答（介護保険・障がい） 影響額ということですが、27年中の所得で試算をいたしますと、人数にして、5名。影響額としてはトータルで約30万円となります。

あと個々に見ていきますと、最も低い方で年額3千円、最も高い方で約7万5千円の影響額になっております。

なお、28年中の所得、最新の所得では、先ほど申し上げたとおり、豊田町の関係も含め、譲渡所得が発生し、影響を受ける方が見込まれているというところですが、現段階では、人数、それから金額とも定かではございませんが、いずれも増加すると考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（8） それでは議案第16号、今回の改正は、平成28年4月から地域密着型の通所介護が創設されて、国が示す基準で開設されたということをお伺いしておりますけれども、市の条例を改正するもので、説明の中では、国が示す基準と同一の内容で規定するとのことですが、なぜ同一の内容で規定するのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

答（介護保険・障がい） 同一の内容で規定する理由ということですが

いますが、国が示す基準には、従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準が規定をされております。

従うべき基準につきましては、国の基準と同一の内容を規定するということとなりますが、標準とすべき基準及び参酌すべき基準については、一定の条件のもと、市の裁量で変更するということが認められております。これまでも、地域密着型サービスにつきましては、国の基準と同一の内容を規定してきたといった経緯がございます。また、事業所、それから利用者双方からも運営上の支障について、特にお聞きをしておりますので、今回の改正におきましても、同一の内容で規定をいたしております。

なお、規則に規定するサービス提供記録の保存期間につきましては、国の示す基準である2年ではなく、他のサービスと同様に、5年というふうに規定をしていく予定でございます。

問（8） 高浜市に合った形で改定されているということで理解させていただきます。最後になりますけれども、地域密着型の通所介護とは別に、療養通所介護の基準が規定されている理由と、市内における事業者の有無についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

答（介護保険・障がい） 基準を別に規定している理由ということでございますが、地域密着型通所介護が、要介護状態の方を対象としているのに対しまして、療養通所介護につきましては、特に難病を有する重度の要介護者、またはがん末期の要介護者で、常時、看護師による観察を必要とする方を対象としていることから、別の規定といたしているところでございます。

次に市内の事業者の状況でございますが、地域密着型通所介護の事業所が2カ所、いずれも定員は15名であります。療養通所介護の事業所につきましては、市内にはございません。全国でも数カ所しかないというふうに伺っております。

問（12） 介護保険が、国が責任を持ってこれまで全国一律の基準で決めていたんだけれども、この間、権限やサービス運営が保険者である自治体が変わってきているんですが、そうすると、ケアマネジメントをす

る場合に、保険者が指定権限を持っているということになると、なんらかのプレッシャーを与えることが危惧されるんですが、その点ではいかがお考えなんでしょうか。

答（介護保険・障がい） 市が指定する事業所がふえるということになっても、決してケアマネに影響を与えるといったようなところはないというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（6） 条例の施行日が、平成29年7月1日から施行するとなっておりますけれども、実際に今の高浜芳川緑地の多目的広場が、皆さん方に利用していただけるのは、具体的にはいつからということになるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 条例の施行日であります、7月1日を予定しております。

問（1） このグラウンド、待望の新しいグラウンドだと思うんですけど、ずっと仮称で高浜緑地という形で来たと思うんですが、今回、正式に高浜芳川緑地多目的広場という名前に決定されたと思うんですが、その経緯というものがわかれば教えていただければと思います。

答（こども未来部） 名称を高浜芳川緑地多目的広場とした経緯ということで、提案説明のときも若干説明をさせていただきましたけれども、まず高浜芳川緑地とした経緯ということでございますけれども、県との

協議の中で、この場所が港湾法及び衣浦港の港湾計画の位置づけ上、港湾環境整備施設の緑地に該当するという事。それから、どの自治体にある施設かをわかるようにしてほしいと、県から要請がありましたので、緑地、高浜という言葉を取り入れております。また、上部利用検討会議の中で、他のグラウンドと同様に、名称に昔の小字を冠したほうがわかりやすいという意見が多かったということから、芳川という言葉を取り入れまして、高浜芳川緑地といたしております。

次に、多目的広場としておりますのは、軟式野球だとかサッカー、グラウンドゴルフといったスポーツの専用グラウンド、こういうことではなく、地域イベントなど幅広い活動ができる野外レクリエーション空間としての利用を想定しているということでございます。

問（１） こちらの委託先というのは、管理ですね、どちらを考えているのか。それがわかれば教えてください。

答（文化スポーツ） 緑地の管理の運営委託先ということでございますけれども、緑地の活用に当たって、現在、渡し場かもめ会さんですとか、町内会、野球やサッカー、スポーツなどの団体で構成しております、上部利用検討会議というものがございます。その会議体の中で、スポーツ施設の管理運営に精通しております、NPO法人たかはまスポーツクラブにぜひ管理運営をしていただきたい、そんな声が上がっておりますので、ほかのグラウンドと同様に、たかはまスポーツクラブへの委託を現在考えております。

問（１） あと、こちらのグラウンド、全体の供用開始はまだ後になると思っておりますが、その中で、今回、7月から一部供用されるということで、駐車場や駐輪場というのはどう考えているのか、どう整備されていくのか、教えていただければと思います。

答（文化スポーツ） 来年度以降に、愛知県の整備工事としまして、駐車場の整備が計画されているんですけども、それが完成するまでしばらく時間がかかりますので、今回、供用開始を行います多目的広場の隣に愛知県の工事の方で、仮設の駐車場ですとか、駐輪場というものを準備していただきます。台数としましては、大体、駐車場については20

台から30台程度ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

問（1） 駐車場、駐輪場もそうなんですけれど、こちらたくさんのお子さんやほかの利用者の方々が行くと思うんですが、なかなか多分まだなじみのない場所で、わかりづらい場所だと思うし、わりと海に近い場所ということで、そのアクセスについても考えられていると思うんですが、そちらのほうも一緒に検討していただければと思います。

問（12） 高浜芳川緑地多目的広場という新しいグラウンドなんですけど、1時間1,000円ということで、これ、すべてにこれが適用されると思うんですが、そうすると、例えば、5、6人子供を連れて遊びに行くということは、なかなかできないと思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の使用料の規定でございますけれども、占用して利用する場合に、1時間1,000円を徴収するということですので、グラウンドをある団体さんが独占して使うと、そういう場合になります。ですので、今おっしゃった例えば散歩の途中でちょっと立ち寄ってということになりますと、多目的広場という扱いになっておりますので、そういう場合は、自由にお入りいただくことができる。ただし、ほかの方が占用で利用されている場合には、立ち入ることができないという形になります。

問（12） そうすると、例えば、5人、10人という人数であっても、そこが実際、朝の9時、10時という時間に空いていた場合には、子供たちは遊ばせていいということなんですね。

答（文化スポーツ） 今、おっしゃっていただいたように、空いていれば、ほかの方の予約がなければ、使っていただけるということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) 今回の美術館運営審議会のところが変更されるということで、まず美術館運営審議会がこれまで果たしてきた役割と、それから今回12条の2項の3号が削除というのかわからないですけれども、一応外されて、2号の芸術文化活動の振興に関する事、これに変更になったわけです。まず、この2点についてお答えいただきたいと思います。

答 (文化スポーツ) まず、運営審議会がこれまで果たしてきた役割ということでございますけれども、例えば運営の方向性ですとか、展示、資料収集のあり方について、専門的な見地から御意見をいただくということで、平成6年から考古・工芸部会、美術部会、主に博物館、美術館の学芸員や瓦美術などの研究者の方で構成しておりますけれども、そちらを設置し、平成12年度から普及部会ということで、活動の部分についていろいろ御意見いただくというものを設置しております。

今回のこの運営審議会を見直す理由ということでございますけれども、「みんなで美術館」というキャッチフレーズのもとに、展示鑑賞中心から、いかに市民の方にこの美術館を文化活動の場として使っていただくかを目指しておりますので、今の委員構成はどちらかと専門的な方が多いというところがありますので、文化活動に関わっている市民団体の方に委員としてぜひ関わっていただきまして、利用者、活用者の視点からの御意見、御提案を取り入れた運営を進めていきたいといったようなところから、見直しを行うものでございます。

2項の3号を削除し、2号に芸術文化振興活動に関する事という規定を追加した理由でございますけれども、今申し上げたように、展示、資料収集というのは、これまでの運営の中ではウエイトが大きかったわ

けですけれども、そのウエイトがどちらかというと非常に低くなってまいります。第1号の部分に美術館の運営に関することという規定がございますので、展示ですとか資料収集という部分は、その中にも含まれるということで、今後、力を入れていく芸術文化活動というところを、しっかり明記していきたいという意味合いから、今回、こういった改正をさせていただきます。

問（15）　ということは、当然美術館でありますから、展示並びに資料の購入とか、寄贈があると思うんですけれども、こういったことは、引き続き、名前は違ってきますけれども、この運営審議会で行っていくというふうに考えてよろしいですか。

答（文化スポーツ）　展示に関する御意見というものは、いただいてまいります。あとは資料収集の面でいきますと、現在購入予算というものはございませんので、あるとすれば寄贈ということなんですが、ただ、寄贈についても、積極的に受け入れるということではなくて、三州瓦の産地としてふさわしいものということで、かなり限定して、高浜市として収蔵するにふさわしいといったものに限るということで考えておりますので、ウエイトとしては、非常に少なくなってくると考えております。

問（15）　審議会的人数が、15人以内をもって組織すると。この15人ですね、改正前は3部会あって、各5人以内ということで15人になるんですけれども、今回改正後の15人というのがどういった根拠で15人にしたのか。それからもう1点ですね、4項にありますけれども、市内の公共的団体の役職員とありますが、具体的にはどういった方を指すのか。また、これを追加した理由を教えてください。

答（文化スポーツ）　まず、15人以内にした根拠ということでございますけれども、これまで3部会、5人以内ということでございましたので、その部会を撤廃するというので、定員の枠についてはこれまでどおりとしていきたいということから、15人以内にさせていただきます。それから、公共的団体の役職員ということで、具体的にどんなメンバーを想定しているのかということでございますけれども、例えば文化協会さんなどを想定しておりますけれども、新たに加わっていただく方につ

きましては、単に意見の提案を述べるということではなくて、美術館の目指す姿に向かって、積極的に美術館を活用していただくために、活動を積極的にリードしていただきたい。そのような期待のところもありまして、本規定の見直しをさせていただいております。

問（6） 美術館の運営審議会の委員の件ですけれども、これ金額がですね、従前2万円を5,800円ということで、下げたおみえになるんですけれども、以前は学識経験者、いわゆる資料収集だとかいろいろなものやなんか、それなりの見識を持った方をお願いしていたと思いますので、こういった2万円という数字を計上されてきたと思うんですけれども、それを、今度は15人の方をもっと広く、一般の意見やなんかも聞くように、特に専門性だけに限らずいろいろな知識を持った方ということで、非常勤特別職と同じような金額で下げるということなんですけれども、このへんのところは従前、運営審議会の委員をやってみえた方というのは、以前に2万円もらっておって、それが今度運営審議会になると5,800円に下がってしまうということで、皆さん方、それなりの見識を持った方はそんなことでグズグズ言わないかもしれませんが、実際にこちらが考えるというと、今までの2万円が5,800円で済むんだったら、なんで今までもっと値打ちにやってもらわなかったかという、そういう僕は意見を持ちますので、そのへんのところは実際の内容としてはどうなんでしょうか。

答（文化スポーツ） 報酬の単価でございますけれども、今回、市民の方に加わっていただくということで、今おっしゃっていただいたとおり、一般的な審議会の報酬の単価にあわせていくということで、改定をさせていただきます。この運営審議会のあり方、見直しにつきましては、運営審議会の中でも、こちらのほうから説明をさせていただいて、御意見をいただいておりますので、委員の皆様には方向性についても、また、報酬の単価も下がっていくということについても、御理解をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第19号の質疑を打ち切ります。

### (11) 陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 陳情第1号については、反対いたします。平成29年度予算案において、保育人材確保のための総合的な対策として、陳情書にあるような保育士養成、規制緩和、処遇改善など、それぞれについて必要な対策を講じられているところであり、この陳情には反対いたします。

意(15) 陳情の理由、下から7行目にですね、幼稚園や小学校の教員免許所持者を保育士とみなすことができる等の規制緩和で乗り切ろうとしていますと。ちょっと空きまして、保護者が安心して子どもを預けられるのか、はなはだ疑問である。と、このように要するに、こういった幼稚園又は小学校の教員の免許所持者を保育士にすることはちょっと否定的な意見だと思えますけども、3歳以上につきましては幼稚園の教諭でも十分対応できると思えますし、また、5、6歳児というのは、小学校に移行する年でもあり、小学校教諭においても、これは十分対応できると思えますので、この陳情には反対いたします。

意(6) 私もこの陳情には、反対をさせていただきます。いろいろな条件だとか、そういったものも国においても見直しをかけて、改善を図られてきておりますので、今のあれで十分だと思えますので、私はこの陳情には反対いたします。

意(12) 私は賛成の意見を述べさせていただきます。保育士っていうのは、とって仕事が大変なんですけど、けれども、労働環境だとか賃金水準は厳しいものがあるって、働き続けるということが、本当に厳しくなっているんですね。それと、そういう、資格がしっかりなくても大丈夫

だよっていうような緩和策も出ていますので、それでは本当に子供の命や安全を守れるのかっていう問題があります。先日も、どこでしたか預けた最初の日にうつぶせ寝をさせて、亡くなっちゃったという問題が起きています。そういう問題でも本当に子供の命や安全を守るためにも、保育士が働き続けるためにも、きちんと資格と処遇の改善は大事なことです。この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第1号についての意見を終了いたします。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございません。

《採 決》

(1) 議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(5) 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第14号 高浜市職員ゝ配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (9) 議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (11) 陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時40分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長